



環境省報道発表

令和6年2月22日（木）

令和4年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和4年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたので、お知らせします。

【添付資料】

- ・ 別添 悪臭防止法等施行状況調査の詳細

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和4年度悪臭防止法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

<概要は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8299
室 長 鈴木 清彦
室長補佐 水原 健介
主 査 片瀬 靖規
担 当 堤 彩香

■ 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和4年度は12,435件（前年度12,950件）であり、前年度に比べ515件（前年度比4.0%）減少しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く3,076件（全体の24.7%）、サービス業・その他が2,002件（同16.1%）、個人住宅・アパート・寮が1,659件（同13.3%）等でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和4年度末時点で、全国の市区町村数の75.5%に当たる1,315市区町村（前年度1,313市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和4年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,299名（前年度3,270名）でした。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

令和4年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は4,497件（前年度4,592件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は944件（同981件）、報告の徴収は245件（同255件）、悪臭の測定は73件（同95件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは20件（同47件）でした。また、行政指導は762件（同867件）、同法に基づく改善勧告は2件（同5件）、改善命令は0件（同0件）でした。

以 上

悪臭防止法等施行状況調査の詳細

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和4年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は12,435件であった。これは前年度(12,950件)と比べて515件(前年度比4.0%)の減少となった(図1)。

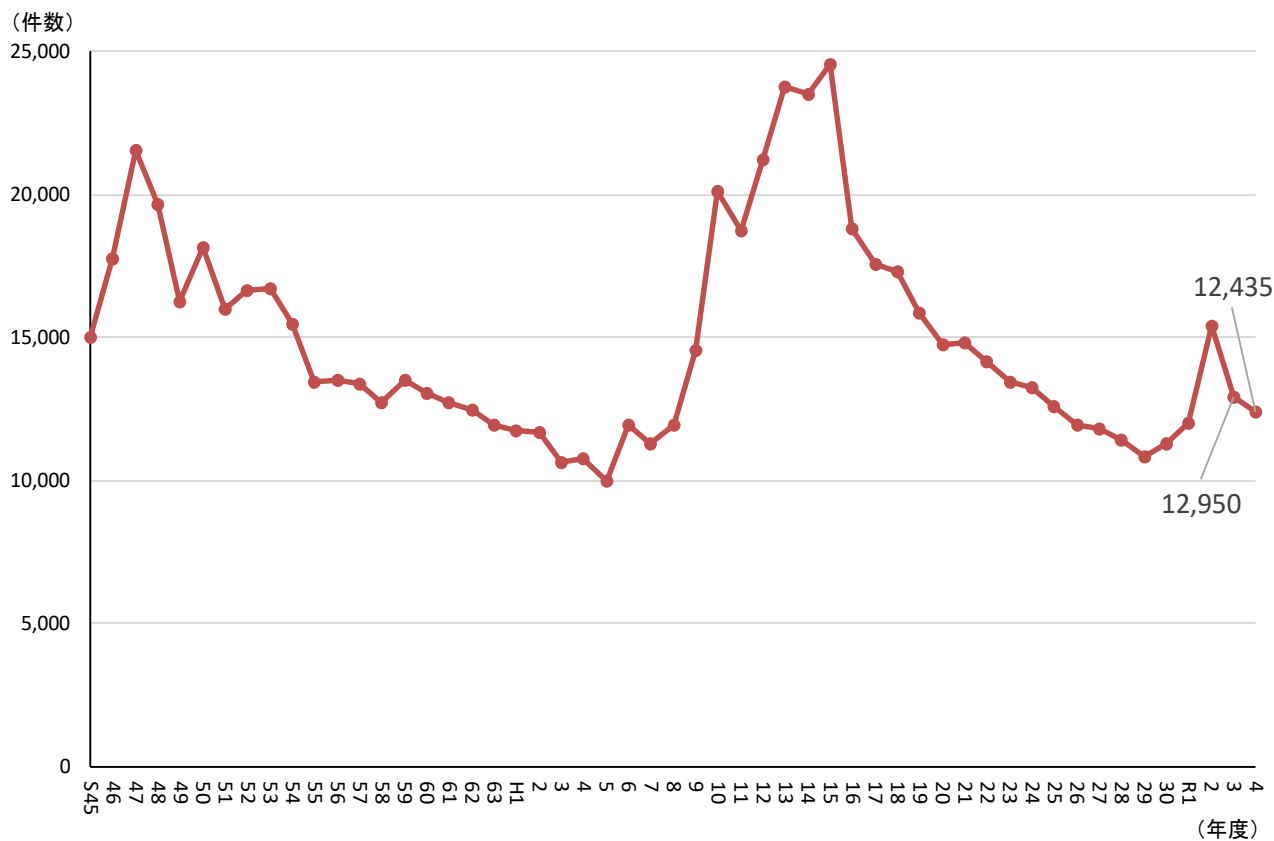


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和4年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却が3,076件（全体の24.7%）と最も多く、次いでサービス業・その他の2,002件（同16.1%）、個人住宅・アパート・寮の1,659件（同13.3%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較し増加したものは、それぞれ、サービス業・その他に係る苦情が93件（前年度比4.9%）、食料品製造工場に係る苦情が36件（同6.7%）、飼料・肥料製造工場に係る苦情が30件（同15.8%）であった。一方で減少したものは、それぞれ、野外焼却に係る苦情が543件（同15.0%）、個人住宅・アパート・寮に係る苦情が72件（同4.2%）、その他の製造工場に係る苦情が45件（同5.0%）、畜産農業に係る苦情が41件（同3.5%）、化学工場に係る苦情が12件（同8.3%）、下水・用水に係る苦情が46件（同9.4%）、建築作業現場に係る苦情が20件（同5.7%）であった。

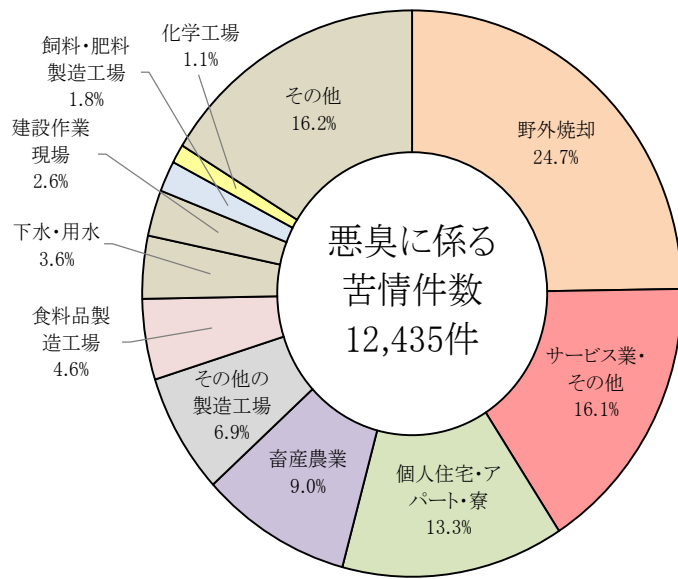


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和4年度）

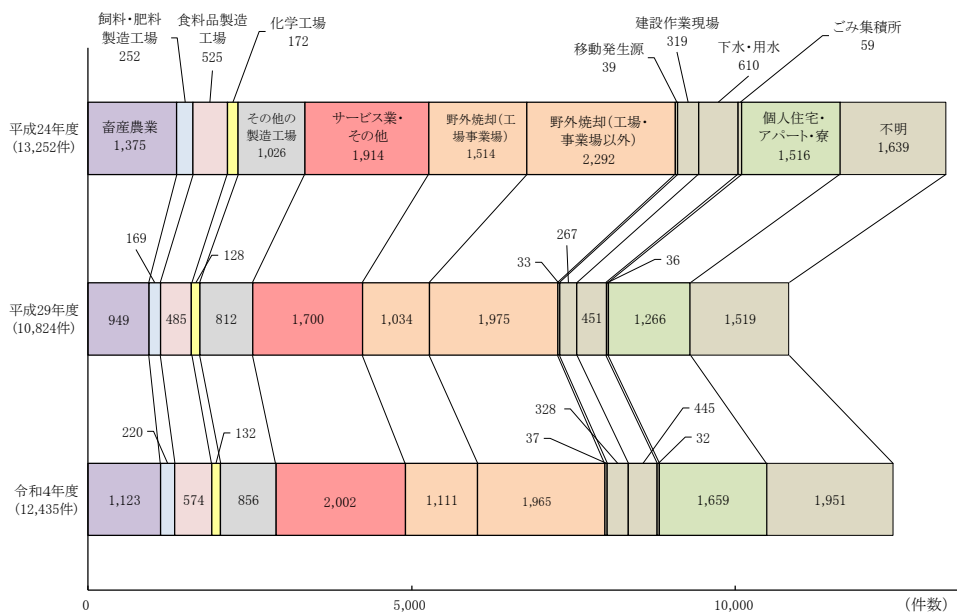


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和4年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,210件が最も多く、次いで愛知県1,111件、千葉県836件、神奈川県744件、大阪府633件であった。上位5都府県で総苦情件数の36.5%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、大分県が217件と最も多く、都市の規模に関係なく地域によって差がみられた(表1)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中20県で苦情が増加し、25都道府県で減少していた(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和4年度)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,210	大分県	217
2	愛知県	1,111	山梨県	197
3	千葉県	836	福井県	183
4	神奈川県	744	静岡県	170
5	大阪府	633	沖縄県	169
	全国	12,435	全国平均	102

注) 人口は令和5年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況(令和4年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和3年度	令和4年度	件数	割合		令和3年度	令和4年度	件数	割合
北海道	244	203	△41	△16.8%	滋賀県	125	166	41	32.8%
青森県	43	55	12	27.9%	京都府	209	186	△23	△11.0%
岩手県	109	90	△19	△17.4%	大阪府	718	633	△85	△11.8%
宮城県	189	193	4	2.1%	兵庫県	413	499	86	20.8%
秋田県	91	99	8	8.8%	奈良県	101	87	△14	△13.9%
山形県	69	89	20	29.0%	和歌山県	81	53	△28	△34.6%
福島県	119	127	8	6.7%	鳥取県	52	67	15	28.8%
茨城県	541	452	△89	△16.5%	島根県	50	62	12	24.0%
栃木県	219	221	2	0.9%	岡山県	93	101	8	8.6%
群馬県	182	178	△4	△2.2%	広島県	166	159	△7	△4.2%
埼玉県	593	572	△21	△3.5%	山口県	123	90	△33	△26.8%
千葉県	758	836	78	10.3%	徳島県	72	55	△17	△23.6%
東京都	1,225	1,210	△15	△1.2%	香川県	91	112	21	23.1%
神奈川県	808	744	△64	△7.9%	愛媛県	101	101	0	0.0%
新潟県	259	224	△35	△13.5%	高知県	60	44	△16	△26.7%
富山県	37	28	△9	△24.3%	福岡県	472	577	105	22.2%
石川県	77	77	0	0.0%	佐賀県	96	78	△18	△18.8%
福井県	110	139	29	26.4%	長崎県	187	152	△35	△18.7%
山梨県	149	160	11	7.4%	熊本県	171	140	△31	△18.1%
長野県	412	287	△125	△30.3%	大分県	223	244	21	9.4%
岐阜県	307	315	8	2.6%	宮崎県	158	113	△45	△28.5%
静岡県	597	616	19	3.2%	鹿児島県	183	186	3	1.6%
愛知県	1,215	1,111	△104	△8.6%	沖縄県	295	251	△44	△14.9%
三重県	357	253	△104	△29.1%	合計	12,950	12,435	△515	△4.0%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和4年度の苦情総数は12,435件であり、そのうち悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,497件（全体の36.2%）であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情は1,521件（同12.2%）であった。

また、規制対象外となる工場・事業場以外（個人住宅・アパート・寮、下水・用水等）の発生源に対する苦情は6,417件（同51.6%）であった（表3）。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数（令和4年度）

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,497 (36.2%)	1,521 (12.2%)	6,018 (48.4%)
工場・事業場以外	4,693 (37.7%)	1,724 (13.9%)	6,417 (51.6%)
合計	9,190 (73.9%)	3,245 (26.1%)	12,435 (100.0%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和4年度末時点で1,315市区町村（前年度1,313市区町村）であり、全国の市区町村数の75.5%（同75.4%）であった（表4）。

表4 規制地域の指定状況（令和4年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
悪臭防止法地域指定	750	23	484	58	1,315
割合（%）	94.7%	100%	65.1%	31.7%	75.5%

Ⅲ. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和4年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,299名（前年度3,270名）であった。

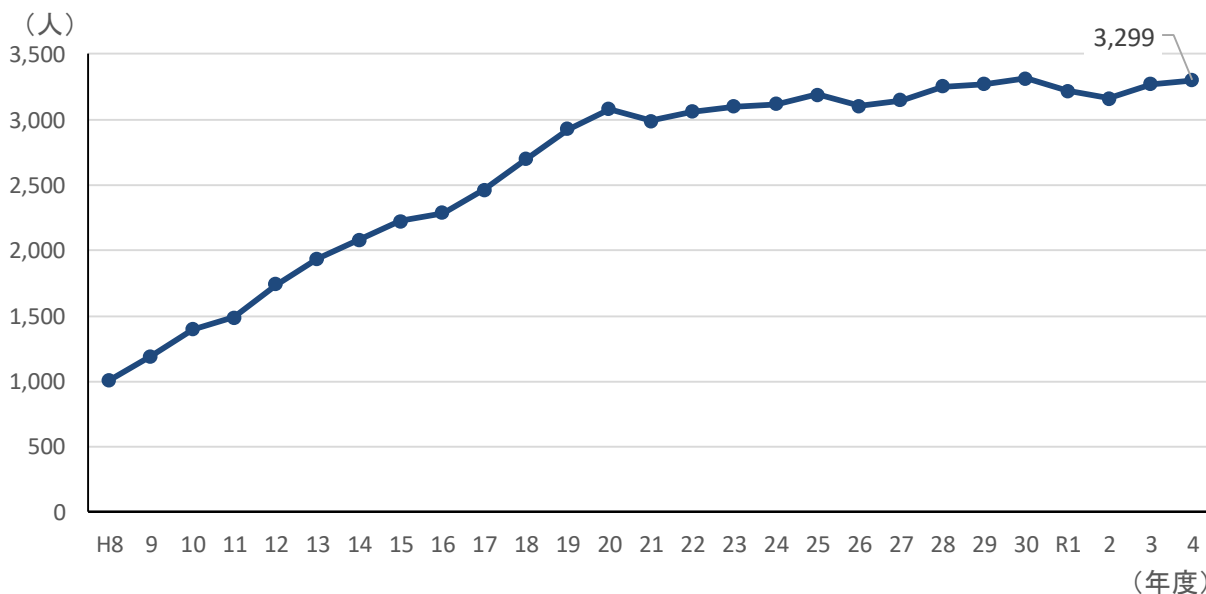


図4 臭気判定士免状取得者数の推移

Ⅳ. 悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情の件数は4,497件（前年度4,592件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が944件（同981件）、報告の徴収が245件（同255件）、悪臭の測定が73件（同95件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは20件（同47件）、改善勧告が2件（同5件）、改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が762件（同867件）行われた（表5）。

表5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	令和3年度	令和4年度
立入検査	981	944
報告の徴収	255	245
測定	95	73
（うち基準超過）	47	20
改善勧告	5	2
改善命令	0	0
行政指導	867	762